

○注意事項

1 契約について

(1) 書面による契約の場合

契約日は、落札決定日を含む7日以内の開庁日（7日以内には閉庁日を含む。）ただし、7日目が閉庁日の場合は翌開庁日とする。

※契約日を記入の上、提出してください。

(2) 電子契約サービスによる契約の場合

受注者の署名日は、落札決定日を含む5日以内の開庁日（5日以内には閉庁日を含む。）ただし、5日目が閉庁日の場合は翌開庁日とする。

※契約日は、市、業者の両者が合意した日となります。

このため、事業者の契約書合意時は、契約日が記入されていません。

両者合意後に契約日を記入するので、締結後の書類を確認してください。

2 着手日について

契約日の翌日（翌日が土日祝祭日の場合は、翌日の平日）

3 契約保証金（契約保証期間は、契約日～業務完了日まで）

契約金額が200万円を超える場合10%以上必要（200万円以下は免除）

納付方法は現金、銀行又は西日本建設保証等の保証、履行保証保険等

※現金の場合は、契約金額の100分の10以上かつ1万円単位（1万円未満切り上げ）となります。納付書をお渡しするので、事前にご連絡ください。なお、現金の納付後、領収書のコピーを提出してください。

連絡先：経営総務課入札グループ 079-662-3161

※領収書は、メールで提出することもできます。

メールアドレス：keiyaku@city.yabu.lg.jp

4 誓約書

(1) 養父市暴力団排除条例関係

契約金額が200万円を超える場合、養父市暴力団排除条例により、誓約書の提出が必要です。また、再委託業者との契約金額が200万円を超える場合には、再委託業者についても誓約書の提出が必要です。

5 書類の提出先及び提出期限について

(1) 経営総務課へ提出する書類

契約書以外で経営総務課に提出する資料は、下記メールアドレスに電子ファイルを提出するか、紙媒体の場合は持参してください。

提出先メールアドレス：keiyaku@city.yabu.lg.jp

ア 書面による契約の場合

提出期限：落札決定日から7日以内の開庁日（7日以内には閉庁日を含む。）ただし、7日目が閉庁日の場合は翌開庁日とする。

- ・ 契約書 2 部
- ・ 誓約書（養父市暴力団排除条例関係）
- ・ 契約保証金関係書類

イ 電子契約サービスによる契約の場合

提出期限：落札決定日から5日以内の開庁日（5日以内には閉庁日を含む。）ただし、5日目が閉庁日の場合は翌開庁日とする。

- ・ 誓約書（養父市暴力団排除条例関係）
- ・ 契約保証金関係書類

(2)事業担当課へ提出する書類

- ・ 着手届等上記以外の書類
- ・ 前払金関係書類

※請求額は 10 万円単位

※請求書の日付は事前に担当課にご確認ください。

養父市ホームページ内「養父市の入札に伴い契約を締結した方」のページに各種様式を掲載しています。

https://www.city.yabu.hyogo.jp/soshiki/kikakusomu/somuzaisei/1_4/12598.html

◆各書類の押印省略について

事務の効率化等を図るため、一部の書類について押印を省略しています。詳細については下記のとおりです。

- ・ 従来どおり押印 … 契約書
ただし、**電子契約サービスを利用する場合は省略となる。**
- ・ 条件付で押印省略可 … 誓約書、請求書 ※発行責任者等記載
- ・ 押印省略 … 上記以外の書類（㊟の表示なし）

◆契約保証・前金払保証の電子化について

契約保証・前払金保証について、電子証書等の取扱いを開始しました。

詳細については、「契約保証・前金払保証の電子化について」をご確認ください。

- 6 令和8年9月1日以降に契約を締結する契約書について、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（令和6年12月13日閣議決定）により、談合、贈収賄等、不正行為に対する発注者の措置として、特

約条項を設定します。詳細は契約書をご確認ください。